

居宅介護支援重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 0568-48-1117

担当 穂積・玉山・崎田

※ご不明な点は、なんでも相談ください。

2 居宅介護支援事業所 梨の木 概要

1 居宅介護支援事業者の事業所番号およびサービス提供地域

事業者名	CareBank 株式会社 居宅介護支援事業所 梨の木
所在地	小牧市中央1丁目456 ウォンキービル91 401号室
介護保険事業所番号	2373802558
サービス提供地域	小牧市、岩倉市、北名古屋市、春日井市、犬山市、大口町、豊山町、扶桑町、岐阜県中津川市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

2 同事業者の職員体制

2人

	常勤	非常勤	計
管理者 (主任介護支援専門員)	1		1
介護支援専門員	2		2
介護支援専門員			

3 営業日 ・ 営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12月30日から1月3日を除く)
営業時間	8:30～17:30

※24時間常時連絡可能な体制を整えていますので必要に応じて相談受付いたします。

※緊急電話 0568-48-1117

4 利用料金

1 利用料(保険適用内)

要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1月あたり要介護度に応じて下記の料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

2 交通費

前記2の1のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要となります。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えてから、おおむね片道1kmごとに15円を徴収します。

3 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4 居宅介護支援費の単位数

◎ 1単位は、10.21円で計算しています

種類	内容	要介護度	単位数	自己負担
居宅介護支援費(Ⅰ)	居宅介護支援費(Ⅰ) 担当件数 1~44 件	要介護 1・2	1,086 単位	0 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位	0 円
	居宅介護支援費(Ⅱ) 担当件数 45~59 件	要介護 1・2	544 単位	0 円
		要介護 3・4・5	704 単位	0 円
	居宅介護支援費(Ⅲ) 担当件数 60 件以上	要介護 1・2	326 単位	0 円
		要介護 3・4・5	422 単位	0 円
居宅介護支援費(Ⅱ)	居宅介護支援費(Ⅰ) 担当件数 1~49 件	要介護 1・2	1,086 単位	0 円
		要介護 3・4・5	1,411 単位	0 円
	居宅介護支援費(Ⅱ) 担当件数 50~59 件	要介護 1・2	527 単位	0 円
		要介護 3・4・5	683 単位	0 円
	居宅介護支援費(Ⅲ) 担当件数 60 件以上	要介護 1・2	316 単位	0 円
		要介護 3・4・5	410 単位	0 円

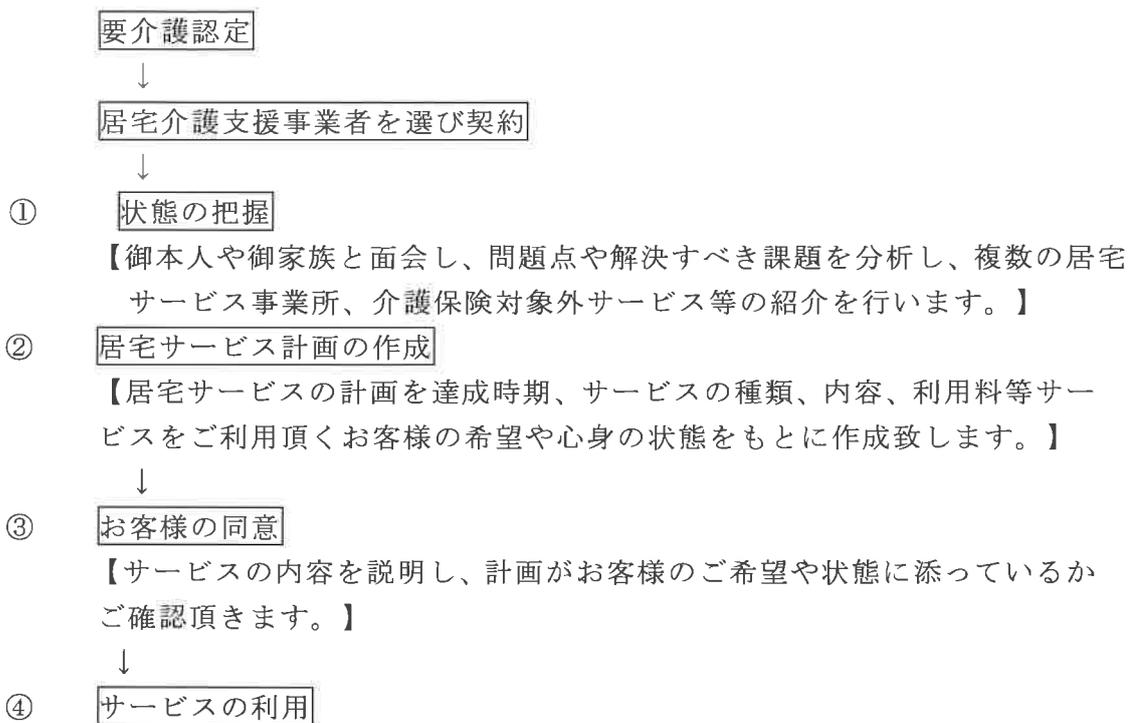
* 居宅介護支援費(Ⅱ)については、ケアプランデータ連携システムの活用、及び事務員の配置を行っている場合に算定

利用料金及び居宅介護支援費（減算）

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に 80%以上集中等（指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与）	1月につき 200 単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の 50%に減算

5 サービスの利用方法

1 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



①～④は月単位で行われ必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、サービス事業等との連絡調整等を行います。

6 当社の居宅支援の特徴

運営の方針

- ① 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営む援助ができるよう定期的な会議を行い、計画的に研修を実施、参加します。
- ② 事業の実施に当たっては、公正中立性を確保し関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとし、介護保険法に基づく情報公表を行います。
- ③ 地域包括支援センターより支援困難なケースに対し受託する体制を整え、地域包括支援セン

ター等が実施する事例検討会へ参加します。

- ④ 他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同事例検討会等を行います。
- ⑤ ご本人が病院等へ入院する場合はご本人の居宅における日常生活状況等の情報を主治医、入院先医療機関、居宅サービス事業所と情報共有し退院後に円滑な在宅支援が行えるよう、ご本人、ご家族様にもご協力を求めています。

7 サービスに関する苦情

当社のお客さま相談・苦情担当

担当 穂積 まり子 電話 0568-48-1117

小牧市 : 0568-76-1153 (介護保険課)

中津川市 : 0573-66-1111 (介護保険課)

愛知県国保連合会介護サービス 苦情相談窓口 : 052-971-4165

岐阜県国保連合会介護サービス苦情相談窓口 : 058-275-9826

8 個人情報取り扱いについて (守秘義務)

- 1 個人情報の収集は居宅介護支援サービス提供にあたって利用目的を説明した上で行います。
- 2 個人情報の使用は、利用目的の達成に必要な範囲内で適正に使用します。
- 3 事業者及び介護支援専門員は業務上知り得た情報を利用者及びその家族に関する個人情報及び秘密事項については正当な理由なく第三者に漏らしません。
また職員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するものとします。

〈個人情報を利用させていただく範囲〉

- ① 提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
- ② サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理営業業務のため
- ③ 主治医、歯科医師、居宅サービス事業所等との情報共有、伝達のため
- ④ 住宅改修工事施工事業所との適切な改修工事实行のため
- ⑤ 緊急を要する場合の医師や救急隊への連絡のため
- ⑥ ご家族に対するご本人の心身状況や利用状況に関する報告
- ⑦ 当事業所で行われている新入社員研修のため
- ⑧ 審査支払い機関や保険者からの照会など、法令上応じる事が義務付けられて事項について
- ⑨ 外部監査機関・サービス評価への情報提供

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

- 10 ご本人、ご家族から介護支援専門員に対し複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であり、居宅サービス計画書原案に位置付けた居宅サービス事業所の選定理由の説明を行います。

11 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 玉山 峰崇

12 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 崎田 悟史

14 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

16 ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から過去6か月のサービス割合、同一事業所提供割合の説明を行います（別紙）

当社の概要

名称・法人種別	CareBank 株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 川野 真嗣
所在地・電話	愛知県小牧市中央1丁目456ウォンキービル91 401号室
管理者氏名	穂積 まり子

本事項の説明者

説明者 居宅介護支援事業所 梨の木

氏名 _____

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。また個人情報の取り扱いに関しても同意します。

年 月 日

利用者

氏名 _____

住所 _____

代理人

氏名 _____

住所 _____

加算について

加算 項目	内 容	単位数
初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
特定事業所医療介護連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間、退院退所加算の算定に係る病院等と連携の回数の合計が 35 回以上であること ・ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している ・ 事特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定している事 	125 単位
通院時情報連携加算	利用者の診察時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して情報提供し、必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	病院又は診療所に入院した日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	病院又は診療所に入院した日の翌日または翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ) 退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ) 退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ) 退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ) 退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ) 退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること	900 単位
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	400 単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

愛知県国保連合会介護福祉室内 苦情相談室	住所	名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館
	連絡先	電話 052-971-4165 fax 052-962-8870
小牧市役所 介護保険課	住所	小牧市堀の内三丁目1番地
	連絡先	電話 0568-76-1153 fax0568-76-4595
江南市役所 高齢者生きがい課	住所	江南市赤童子町大堀 90
	連絡先	電話 0587-54-1111 fax0587-56-5951
犬山市役所 高齢者支援課	住所	犬山市大字犬山字東畑 36
	連絡先	電話 0568-44-0326 fax0568-44-0367
扶桑町役場 介護健康課	住所	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330
	連絡先	電話 0587-93-1111 fax0587-93-2034
大口町役場 健康生きがい課	住所	丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
	連絡先	電話 0587-94-0051 fax0587-94-0052
一宮市役所 介護保険課	住所	一宮市本町2丁目5番6号
	連絡先	電話 0586-28-9020 fax0586-73-1019
岩倉市役所 長寿介護課	住所	岩倉市栄町1丁目66番地
	連絡先	電話 0587-38-5811
春日井市役所 介護高齢福祉課	住所	春日井市鳥居松町5-44
	連絡先	電話 0568-85-6182
北名古屋市役所 高齢福祉課	住所	愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
	連絡先	電話 0568-22-1111

前6か月に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 60%
通所介護 18.82 %
地域密着通所介護 0 %
福祉用具貸与 51.7 %

(前6月間のサービス提供状況) 利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、対象期間に事業所において作成した居宅サービス計画について、以下の公表をしています。

サービス種別	第一位	第二位	第三位
訪問介護	しあわせたまご 60 %	株式会社ケア 21 20%	みのりライフ 15%
通所介護	コハルデイサービス 18.82 %	デイサービス陽だまり 15.85 %	ケアパートナー小牧 12.88 %
地域密着通所介護	なし %	%	%
福祉用具	ヘルスケア福祉用具 50.41 %	株式会社トーカイ 17.8 %	株式会社ヤマシタ 8.48%

本書により情報提供を受けました。

氏名 _____